

お知らせ

岩見沢市教育委員会では、令和7年度から市内の小学校・中学校・義務教育学校で、文部科学省の**授業時数特例校制度**の活用を予定しています。



【授業時数特例校制度とは】

- 学校の**カリキュラム・マネジメント**に係る裁量の幅を**拡大し**、**教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、探究的な学習の充実等**に資する**特別の教育課程を編成**して教育を実施することができる制度です。
- 文部科学省が、令和3年7月に制度を創設し、**令和4年4月から実施**がはじまり、令和6年4月には、15都道府県等で指定を受け、**全国の104校**（小71校、中31校、義務2校）で「授業時数特例校制度」の活用が進められています。



<制度の概要>

- ・総枠としての授業時数は維持した上で、1割を上限として各教科の標準授業時数を下回った教育課程を特例的に認める制度。
- ・下回ったことによって生じた授業時数を、別の教科等の授業時数に上乘せることで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、探究的な学習活動の充実

※文部科学省HP「授業時数特例校制度」から引用

例えば



これまで

教科A	教科等B	その他の教科等
↓ 特例校制度を活用すると		
教科A	教科等B	その他の教科等
← 総枠は維持 →		

「授業時数特例校制度」の活用にあたって

岩見沢市教育委員会では、一人一人の子どもたちが秘めている可能性を自ら広げる意味を込めて、「子どもが煌めく学校教育」を推進しております。

このことを踏まえ、各学校では「新しい時代に対応できる力の育成」をはじめ、「豊かな人間性と健やかな体を育成する教育」や「信頼と期待に応える開かれた学校づくり」を進めており、特に、近年は、校内研修の活性化による毎日のよりよい授業づくりとともに、子どもが安心して学ぶことができる学習集団づくりにも力を入れております。

令和4年度からはじまった本制度の活用等を検討することにより、各学校において、子どもたちの実態を踏まえつつ、目指す教育目標の実現に向けて、全教職員の創意工夫により、教育課程を再検討して編成・実施し、子どもが煌めく学校教育を推進してまいります。

Q & A (その1)

Q. 全国的にはどんな取組があるのですか？

A. 言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を目指し、総合的な学習の時間を充実させるなど様々な取組がみられます。



文部科学省の該当HPでご確認いただけます

Q & A (その4)

Q. 「授業時数特例校制度」以外にも、学校が教育課程を柔軟に検討することができる内容はないのですか？

A. 岩見沢市教育委員会では、柔軟な教育課程の編成・実施のもう一つの観点として、「1単位時間の弾力化」についても導入を推奨していきます。

「1単位時間の弾力化」とは、1つの授業時間を45分間（小の場合）ではなく、例えば、40分間としたり、60分間としたりすることです。（中学校でも短くしたり、長くしたりできます）

Q & A (その2)

Q. 全ての学校が、令和7年度から一斉にはじめるのですか？

A. 令和7年度から活用を開始しますが、各学校内での検討が必要なことや、児童生徒の実態・学校規模等が異なることから、準備が整った学校から順次導入していきます。



Q & A (その3)

Q. 教育目標の実現であれば、具体的な内容は、各学校が主体的に決めるのですか？

A. そのとおりです。各学校において、自校の教育目標等を踏まえ、「育成する資質・能力」や「増加させる教科等」「減少させる教科」等を検討し、検討した内容を各学校から導入前にお知らせします。



本資料についてのご質問やご意見等がございましたら、お手数ですが、下記までご連絡ください。

発行者：岩見沢市教育委員会  
学校教育部指導室

発行日：令和6年11月末日  
問合せ：0126-35-5126（指導室）